

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路 三・三・八五〇号海田市駅南口線

二 都市計画を変更する土地の区域

安芸郡海田町窪町及び新町

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市企画課

海田町建設部都市整備課海田市駅周辺まちづくり事務所

四 縦覧期間

平成二十年八月二十八日から平成二十年九月十一日まで